プロポーザルの実施に係る提案書の募集について

　次のとおり、プロポーザルを実施しますので、参加希望者から提案書を募集します。

　　令和５年３月６日

砺波地方介護保険組合

理事長　夏　野　　修

１　業務概要

（１）業務名

第９期砺波地方介護保険事業計画策定等支援業務

（２）業務の目的

第９期砺波地方介護保険事業計画は、国や県の動向、砺波地方介護保険組合の高齢　　　者の状況等を的確に把握し、組合が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サ　　　ービス目標量等を定めることを目的として策定するものである。

計画の策定にあたっては、社会状況や管内の抱える課題、現行計画の検証結果を踏　　　まえるとともに、幅広い意見を取り入れ、膨大なデータを収集し、多様かつ高度な分析が必要であることから、専門的な知識や経験を有する者から必要な支援を得て、継続的な計画策定に向け効果的に実施することを目的とする。

（３）業務内容

　　　別紙「第９期砺波地方介護保険事業計画策定等支援業務仕様書」を参照

（４）履行期間

　　　契約締結の日から令和６年３月31日まで

２　見積限度額

　　６，９３０，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

３　実施形式

　　公募型プロポーザル方式

４　参加資格要件

　　本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たし、当該プロポーザルに係る参加表明を行い、参加資格の確認を受けた者（以下「参加者」という。）とします。

（１）提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。

（２）プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。

（３）常時、対面又はオンラインで打ち合わせを行うことが可能な体制を整えていること。

（４）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

（５）宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。

（６）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。但し、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者は除く。

５　評価項目及び評価基準

　　別紙「プロポーザル評価基準書」のとおり

６　実施要領等の配布

砺波地方介護保険組合（以下「組合」という。）のホームページから様式をダウンロードしてください。

　　ホームページアドレス　http://www.pci-area.tonami.toyama.jp

７　参加表明書等の提出

（１）提出期間

　　　令和５年３月６日（月）から令和５年３月10日（金）午後５時15分まで（必着）

（２）提出場所

　　　組合事務局

（３）提出書類

　　ア　参加表明書（様式第１号）

　　イ　会社概要（様式第２号）

　　ウ　実績調書（様式第３号）

（４）提出部数

　　　各１部

（５）提出方法

　　　提出期間内に、持参（土日祝日を除く毎日午前８時30分から午後５時15分まで）又は郵送により提出してください。

８　質問及び回答

（１）質問

　　ア　提出期間

　　　　令和５年３月13日（月）から令和５年３月17日（金）午後５時15分まで（必着）

　　イ　提出場所

　　　　組合事務局

　　ウ　提出方法

　　　　提出期間内に、質問票（様式第４号）を持参、ファクシミリ又は電子メールにより提出してください。（ファクシミリ又は電子メールの場合には着信を確認することとします。）

　　　　なお、口頭又は電話による質問は受け付けないこととします。

（２）回答

　　　令和５年３月23日（木）午後５時15分までに参加者全員に電子メールにより回答します。

９　企画提案書等の提出

（１）提出期間

　　　令和５年３月13日（月）から令和５年３月31日（金）午後５時15分まで（必着）

（２）提出場所

　　　組合事務局

（３）提出書類

　　ア　企画提案書提出届（様式第５号）

　　イ　企画提案書（別紙様式）

　　ウ　参考見積書（様式第６号）

（４）提出部数

　　ア　正本１部

　　イ　副本５部

（５）提出方法

　　　提出期間内に、持参（土日祝日を除く毎日午前８時30分から午後５時15分まで）又は郵送により提出してください。

10　選定方法

　　提出された企画提案書について、前記５「評価項目及び評価基準」に基づき審査を行います。企画提案書等の書面審査とプレゼンテーションにより、最も優れた提案であると評価された者を優先交渉者とし、契約締結に向けて交渉します。なお、交渉の結果、契約締結に至らなかった場合、次点の者を優先交渉者とします。

（１）実施日

　　　令和５年４月10日（月）（予定）

（２）結果通知

　　　審査結果については、採用の有無に関わらず、後日電子メールで通知するとともに、組合ホームページに採否のみ結果の公開を行います。なお、決定経緯及び決定理由等に関する問い合わせには応じません。

11　失格事項

　　本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当した場合は、その提案を失格とします。

（１）参加資格要件を満たしていない場合

（２）提出書類に虚偽の記載があった場合

（３）実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

（４）説明会を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

（５）参考見積書の金額が、見積限度額を超えた場合

（６）企画提案書の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合

（７）他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

（８）その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

12　その他

（１）企画提案書等の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とします。

（２）参加者は、提出した書類の変更はできません。なお、提出した書類について、後日参考資料の提出を求める場合があります。

（３）提出された書類は、返却はいたしません。

（４）企画提案書等の情報公開の請求があった場合は、個人情報及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものなどを除き公開することがあります。

（５）企画提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとします。但し、受託候補者に特定された者が作成した企画提案書等の書類については、組合が必要と認める場合には、受託候補者にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

13　担当部署等

　　砺波地方介護保険組合業務課

　　〒939-1392　富山県砺波市栄町７番３号

　　TEL　0763-34-8333